

平成28年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成28年2月29日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 谷 美知代 | 2番 笠井一司  |
| 3番 川人敏男  | 4番 檜原伸   |
| 5番 松村幸治  | 6番 藤川豊治  |
| 7番 吉田稔   | 8番 森本節弘  |
| 9番 江澤信明  | 10番 松永涉  |
| 11番 吉田正  | 12番 檜原賢二 |
| 13番 木村松雄 | 14番 阿部雅志 |
| 15番 岩本雅雄 | 16番 出口治男 |
| 17番 香西和好 | 18番 原田定信 |
| 19番 三浦三一 | 20番 稲岡正一 |

欠席議員（なし）

会議録署名議員

|         |         |
|---------|---------|
| 5番 松村幸治 | 6番 藤川豊治 |
|---------|---------|

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

|              |             |
|--------------|-------------|
| 市長 野崎國勝      | 副市長 藤井正助    |
| 政策監 市原俊明     | 教育長 坂東英司    |
| 企画総務部長 町田寿人  | 市民部長 瀬尾勇雄   |
| 健康福祉部長 高島輝人  | 産業経済部長 天満仁  |
| 建設部長 友行義博    | 教育次長 吉田一夫   |
| 教育次長 高田稔     | 企画総務部次長 後藤啓 |
| 市民部次長 三浦康雄   | 健康福祉部次長 安丸学 |
| 産業経済部次長 阿部芳郎 | 建設部次長 大野芳行  |
| 吉野支所長 大塚洋一   | 土成支所長 郡久美子  |
| 阿波支所長 秋山雅彦   | 会計管理者 三木利彦  |
| 財政課長 石川久     | 水道課長 塩田英司   |
| 農業委員会局長 妹尾明  | 監査事務局長 那須啓介 |

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 重 夫

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第 1 号 平成 2 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について

日程第 5 議案第 1 4 号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第 1 5 号 市長等の給与条例の一部改正について

日程第 7 議案第 1 6 号 阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第 1 7 号 阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第 9 議案第 2 号 平成 2 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）について

日程第 1 0 議案第 3 号 平成 2 7 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 1 1 議案第 4 号 平成 2 7 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 1 2 議案第 5 号 平成 2 8 年度阿波市一般会計予算について

日程第 1 3 議案第 6 号 平成 2 8 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 1 4 議案第 7 号 平成 2 8 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 1 5 議案第 8 号 平成 2 8 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 1 6 議案第 9 号 平成 2 8 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 1 7 議案第 1 0 号 平成 2 8 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 1 8 議案第 1 1 号 平成 2 8 年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第 1 9 議案第 1 2 号 平成 2 8 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

- 日程第 2 0 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 阿波市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 阿波市行政不服審査法施行条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 阿波早田老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 市場北淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 市場中央第 1 集会所の指定管理者の指定について

- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 市場箸供養集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 7 議案第 4 4 号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 0 議案第 4 7 号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 1 議案第 4 8 号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 2 議案第 4 9 号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 3 議案第 5 0 号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 4 議案第 5 1 号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 5 議案第 5 2 号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 6 議案第 5 3 号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 7 議案第 5 4 号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 8 議案第 5 5 号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定に  
ついて
- 日程第 5 9 議案第 5 6 号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 6 0 議案第 5 7 号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 1 議案第 5 8 号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 2 議案第 5 9 号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 3 議案第 6 0 号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 4 議案第 6 1 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 5 議案第 6 2 号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 6 議案第 6 3 号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 7 議案第 6 4 号 土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 8 議案第 6 5 号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について

- 日程第 6 9 議案第 6 6 号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 日程第 7 0 議案第 6 7 号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 1 議案第 6 8 号 市場大野島農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 2 議案第 6 9 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 3 議案第 7 0 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 4 議案第 7 1 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 5 議案第 7 2 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 7 6 議案第 7 3 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 7 7 報告第 1 号 債権の放棄について

午前10時00分 開会

○議長（木村松雄君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

ただいまから平成28年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、議員の要望活動及び研修についてご報告申し上げます。

1月21日から22日にかけて、東京都において徳島県選出の国会議員への要望活動と農林水産省職員との研修会及び行政視察を行いました。

1月25日には、地方創生への対処術についての徳島県市議会議員研修会に出席いたしました。

次に、議長関係会議の概要をご報告を申し上げます。

2月9日、東京都都市センターホテルにおいて全国市議会議長会評議員会が開催され、出席いたしました。評議員会では、一般報告などの報告、その後平成28年度全国市議会議長会一般会計予算（案）等について協議し、承認されました。

次に、組合議会関係についてご報告申し上げます。

昨年12月25日に徳島中央広域連合議会定例会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

また、1月29日に県市町村議会議員公務災害補償等組合議会、2月17日に後期高齢者医療広域連合議会が開催され、出席いたしました。

次に、各種会合についてご報告申し上げます。

1月2日に平成28年阿波市成人式、3日に徳島駅伝阿波市選手団出陣式に参加し、4日から6日までの3日間、市長、教育長とともに応援に参りました。6日には解団式がアエルワであり、出席いたしました。

1月5日は中央広域連合消防出初め式が鴨島第一中学校グラウンドで開催され、関係議員とともに出席いたしました。

10日には阿波市消防団出初め式、27日には阿波市商工会新年祝賀会、28日には吉野川青年会議所新春互礼会、30日には阿波市土地改良区連絡協議会新年互礼会に出席いたしました。

その他といたしましては、1月15日に上板町議会議員との意見交換会が開催され、総

勢33名が参加し、有意義な意見交換会となりました。

2月5日にクレメント徳島において徳島県市町村トップセミナーが開催され、副議長とともに出席いたしました。

18日には四国新幹線導入促進期成会シンポジウムがあり、出席しております。

以上の件の詳細については、議会事務局に関係書類を保管していますので、ご高覧ください。

次に、監査委員から平成27年11月、12月、平成28年1月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されております。関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりです。

次に、議員派遣報告を行いたいと思います。

副議長より報告いたします。

榎原賢二君。

○12番（榎原賢二君） 議長のご指名がございましたので、議員派遣の報告をいたします。

去る1月21日から22日までの2日間、東京都において要望活動と研修及び行政視察をいたしました。

要望活動では、衆参両議員会館を訪問し、徳島県選出国會議員に対して、1点目としてTPP国内対策への体質強化について、2点目として本市が推進中の自主防災組織及び小学校区で取り組む防災組織連合体への財政支援強化についてを要望いたしました。

研修会では、農林水産省職員8名から、TPP大筋合意による国内農業への影響と対策について説明を受けました。政策専門官からは、TPP大筋合意の概要について、また米担当、牛肉担当、小麦担当などそれぞれの専門職員からは、詳細な展望説明がありました。その後、本市議員からも活発な質疑があり、中でも輸出フロンティアの開拓に関する問いには、輸出担当官から、輸出推進対策として低温貯蔵・輸送技術の実証や農畜産物輸出拡大施設整備事業としてコールドチェーンシステムの整備推進を実施しているとの回答がありました。努力が報われる農林水産業の実現や、今後攻めの農林水産業への転換を実施するという国の方向性は、農業立市である本市の将来像として大いに考察に資するもの

でした。

2日目は、昨年12月にオープンした全国自治体アンテナショップ「まるごとにつぼん」を視察いたしました。日本の古きよき伝統や食文化、製品を後世につなげていくという目的のもと、全国から50の出店と全国自治体コーナーが設置され、徳島県からもれんこん商品や練り製品が販売されており、完売の人気商品も見受けられました。地域の特産物の魅力をわかりやすく伝え、全国や世界へ拡散していくという新時代のアンテナショップのあり方を体感するとともに、本市の魅力を発信する重要性について大いに参考になりました。

この2日間の要望活動や研修、視察を議会活動に生かし、今後の市政発展のため、さらに研さんを積み、努力したいと改めて実感いたしました。

以上で議員派遣の報告を終わります。

○議長（木村松雄君） これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（木村松雄君） 日程第1、会議録署名者の指名を行います。

会議録署名者は、会議規則第81条の規定により、5番松村幸治君、6番藤川豊治君の両名を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（木村松雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、2月22日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

原田議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田定信君） おはようございます。

議長より指名がございましたので、議会運営委員会の協議の結果についてご報告を申し上げます。

平成28年第1回阿波市議会定例会の運営協議のため、2月22日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、政策監、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日2月29日から3月23日までの24日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付してあります日割り表のとおり、本日は、行政報告、提出議案の説明の後、議案第1号及び議案第14号から議案第17号までの5議案についての先議を予定いたしております。

3月9日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しており、10日も午前10時に開会し、一般質問、14日も午前10時に開会し、一般質問、その後、議案に対する質疑、各委員会へ付託を予定いたしております。

次に、3月16日午前10時から文教厚生常任委員会、3月17日午前10時から総務常任委員会、3月18日午前10時から産業建設常任委員会を予定いたしております。

次に、3月23日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定いたしております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締め切りは、明日3月1日正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

○議長（木村松雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から3月23日までの24日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から3月23日までの24日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（木村松雄君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） おはようございます。

本日は、平成28年第1回阿波市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。また、日ごろは市行政全般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜りまして、心から厚くお礼申し上げます。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題等についてご報告申し上げます。

初めに、農業振興についてであります。

昨年10月5日に環太平洋パートナーシップ協定交渉が大筋合意に達し、去る2月4日に協定への署名が行われるなど、農業を取り巻く環境が大きく変化する中、阿波市では、恵まれた自然と生産者の熱い思いに育まれた、すぐれた農畜産品や加工品を阿波市のお墨つきの特産品として認証する阿波市ブランド認証制度を新たにスタートし、去る2月5日に第一弾として、柿島レタス、あるいは白いなす美～ナス、あるいはフルーツトマトなど10品目を認証いたしました。

今後、「応援します！阿波市で育ったいいものを」をスローガンに、阿波シティマラソンなど、県外からの来場者が多く見込まれるイベントを活用した情報発信やふるさと納税での返礼品への利用、認証品をPRするロゴマークの活用などによるブランド産品としての販売促進を図り、農業所得の向上と生産意欲の喚起、農業立市阿波市のイメージアップにつなげてまいります。

また、去る2月26日には、県、国のほか、JAや農業委員会、土地改良区など、市内の農業関係団体が一堂に会した阿波市農業関係者連絡会議を他市町村に先駆けて設置し、TPPの動向を初めとする最新の農業情勢や国などの対応方策等について情報共有を図り、直面する諸課題や今後の課題などに市内関係団体と行政が一丸となり、市を挙げて対応していくための体制づくりを図ったところであります。今後、適宜会議を開催し、本市農業の維持発展に向けて、さらなる情報交換と連携を努めてまいりたいと思います。

次に、第1次産業関連事業者立地についてであります。

このたび、千葉県に本社を置くイオンアグリ創造株式会社が、本市市場町を拠点として、四国で初めてとなる直営農場を開設する運びとなり、明日3月1日に市役所において、本市とイオンアグリ創造株式会社による農業参入に関する協定書を締結することとなりました。農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、農業が抱える諸課題への対策を初め、地域農業の活性化や新たな雇用の創出など、地域に密着した農場運営をいただくことにより、農場立地を起爆剤とした大きな効果が期待できるものと考えております。

次に、安心・安全のまちづくりについてであります。

高齢者一人一人が自立し、住みなれた地域で、安心して生き生きと生活を送ることができ、見守り体制の充実を図るため、昨年12月24日にとくしま生協、また本年1月15

日には障害者就労支援センターかがやきとの間で、それぞれ高齢者等の生活状況の見守りに関する協定を締結いたしましたところ。この協定では、生活用品の配達や移動スーパーなどの業務・営業活動の範囲で高齢者世帯を訪問する中、万一異変等を発見した場合に、市や警察、消防等に通報をいただくなど、迅速に対応できる体制づくりに寄与するものと大いに期待しているところであります。

また、市内事業者の協力を通じた地域防災体制の充実を図るため、去る2月24日に、従業員の消防団への入団促進や勤務時間中の消防団活動への協力、災害時における資機材の提供など、消防団活動に協力をいただける3事業者に対しまして、阿波市消防団協力事業所として表示証を交付いたしました。これにより、被雇用者が入団しやすく、消防団員として活動しやすい活動環境の整備による消防団の活性化につながるものと期待しているところであります。今後、さらに消防団協力事業所の増加に努め、安心・安全のまち阿波市の実現に取り組んでまいります。

次に、阿波市成人式についてであります。

去る1月2日、アエルワにおきまして、将来の阿波市を担う新成人300名余り出席のもと、厳粛に開催したところであります。参加された新成人に対しまして、未来の阿波市の発展に向け大きな期待を寄せたところであります。

次に、阿波市消防団出初め式についてであります。

去る1月10日、アエルワにおきまして阿波市消防団出初め式を開催いたしました。当日は、多数のご来賓のご臨席をいただき、消防車両の観閲を行うとともに、阿波市消防団員約380名の一糸乱れぬ行動を拝見し、改めて市民の生命と財産を守り抜く決意を新たにしたところであります。

次に、行政関係機関への要望等についてご報告申し上げます。

去る1月14日に、知事に対して阿波市の河川整備についての要望書を提出したところであります。本市は、一級河川の大久保谷川、五明谷川を有しており、住民の安全・安心を確保する社会基盤の早期実現に向け、両河川の洗掘対策、堤防のかさ上げ、樹木の伐採、しゅんせつ等を強く要望したところであります。

次に、四国防災トップセミナーについてであります。

去る2月10日、四国地方整備局において四国防災トップセミナーが開催され、「来るべき大規模災害に向けて」のテーマのもと、「東日本大震災からの復興」、「土砂災害・豪雨災害への対応について」の講演があり、阿波市における災害に強いまちづくりの参考

とさせていただきます。とっております。

次に、阿波市の道路整備についての知事要望についてであります。

去る2月23日に、知事に対して、主要地方道志度山川東原バイパスの整備促進について早期完成を、また一般県道船戸切幡上板線の改良整備について一部未改良区間があり危険な状況にあることから早期改良について、また主要地方道鳴門池田線の歩道整備については、歩行者や自転車通行者にとって危険な状況にあることから未整備箇所の歩道整備について、早期に整備を進めるよう要望を行ったところであります。これらの整備については、市民の交通安全対策の上からも早期実現が可能となるよう、市議会におきましても格別のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、報告申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

日程第4 議案第1号 平成27年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について

日程第5 議案第14号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第15号 市長等の給与条例の一部改正について

日程第7 議案第16号 阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第17号 阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（木村松雄君） 日程第4、議案第1号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第5号）についてから日程第8、議案第17号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正についてまでの計5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案しております議案について先議をお願いしたいので、提案理由の説明を申し上げます。

提案しております議案第1号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第5号）については、追加補正予算額1,760万円であります。主なものとしては、徳島県人事委員会勧告による人件費、多面的機能支払交付金を計上しております。

次に、議案第14号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第15号市長等の給与条例の一部改正について及び議案第16号

阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、国に準じた改正を行うものであります。

また、議案第17号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正については、平成27年8月の人事院勧告を踏まえ、徳島県人事委員会の勧告に準じた改正を行うものであります。

以上、本日先議をお願いいたします議案についての提案理由を説明申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長等より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第1号及び議案第14号から議案第17号についての5議案について補足説明をさせていただきます。

議案第1号平成27年度阿波市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億4,470万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第5号）の内容につきましては、平成27年市議会議員及び特別職の手当、一般職員の給与等に関して国や県の勧告に準じたもの及び県補助金の追加に対応した補正予算でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてであります。

10款地方交付税、内容は普通交付税でございますが、1,282万円の追加で、69億9,876万6,000円に、15款県支出金、内容は、農林水産業費県補助金である多面的支払交付金が478万円の追加で12億7,107万円になっており、補正額の合

計は1, 760万円の追加で、補正後の歳入合計額は186億4, 470万円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳出につきましては、6款農林水産業費が750万5, 000円の追加で、うち637万5, 000円が多面的機能支払交付金となっており、7億998万6, 000円となっておりまして、補正額の合計は1, 760万円の追加で、補正後の歳出合計額は186億4, 470万円となっております。

補正額の歳出の内訳として、人件費が1, 122万5, 000円で、事業費予算が637万5, 000円となっております。

以上、議案第1号についての補足説明とさせていただきます。

次に、議案第14号をお願いします。

議案第14号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

概要につきましては、平成27年8月の人事院勧告を踏まえ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が今年1月4日に閣議決定され、これに伴う改正を行うものです。

主な改正内容といたしましては、期末手当の改正であります。年間の支給月額を0.05月引き上げ、現行の「3.05月」から「3.1月」にするものであり、今年度も昨年度まで遡及し、平成28年度も3.1月とするものであります。

第1条では今年度対応分を定め、第2条では平成28年度分を定めております。

施行日は公布の日からとなっておりますが、2条の規定で、平成28年4月1日から施行いたします。

次に、議案第15号をお願いします。

議案第15号市長等の給与条例の一部改正について。

市長等の給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

趣旨及び改正内容につきましては、議案第14号と同様であり、市長等の期末手当の年

間支給月数を0.05月引き上げ3.1月とし、今年度も遡及して支払い、来年度も3.1月とするものでございます。

施行日は公布の日から施行し、平成28年度以降の期末手当につきましては、平成28年4月1日から施行いたします。

次に、議案第16号をお願いします。

議案第16号阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について。

阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

趣旨及び改正内容につきましては、議案第14号、議案第15号と同様でありまして、教育長の期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げ3.1月とし、今年度も遡及して支払い、来年度も3.1カ月とするものでございます。

施行日につきましては公布の日から施行し、28年度以降の期末手当については、平成28年4月1日からとなります。

次に、議案第17号をお願いします。

議案第17号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について。

阿波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

概要につきましては、平成27年8月の人事院勧告を踏まえ、平成28年1月4日に一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定され、これに伴う改正を行うものでございます。

主な改正内容としては、勤勉手当の改正であります。正規任用者は、勤勉手当を年間0.1月分引き上げ1.6月分といたします。再任用は、勤勉手当を年間0.05月分引き上げ0.75月分といたします。

また、給与表の改定につきましては、初任給は民間との間に差があることを踏まえ、引き上げるとともに、若年層についても同程度引き上げ、給与制度の総合的な見直し等により、高齢層の引き上げも実施いたします。平均が0.4%でございます。支給方法は、給与、勤勉手当とも、昨年にさかのぼり遡及することとし、来年度も適用いたします。

施行日につきましては、公布の日から施行します。ただし、平成28年度以降の勤勉手

当につきましては、平成28年4月1日から施行いたします。

以上、議案第1号と議案第14号から議案第17号の補足説明とさせていただきます。  
ご承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（木村松雄君） これより議案第1号及び議案第14号から議案第17号までの5件について質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、5件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより5件を一括して採決いたします。

議案第1号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について及び議案第14号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第17号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正についてまでの計5件を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第14号から議案第17号までは原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 2号 平成27年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について

日程第10 議案第 3号 平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第11 議案第 4号 平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第 1 2 議案第 5 号 平成 2 8 年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 1 3 議案第 6 号 平成 2 8 年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 1 4 議案第 7 号 平成 2 8 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 1 5 議案第 8 号 平成 2 8 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 1 6 議案第 9 号 平成 2 8 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 1 7 議案第 1 0 号 平成 2 8 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 1 8 議案第 1 1 号 平成 2 8 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号 平成 2 8 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 阿波市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 阿波市行政不服審査法施行条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部改正について

- 日程第30 議案第27号 阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正について
- 日程第31 議案第28号 阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに  
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支  
援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第32 議案第29号 阿波早田老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第30号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第31号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第32号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第33号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第34号 市場北淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第35号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第36号 市場中央第1集会所の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第37号 市場箆供養集会所の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第38号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第39号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第40号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第41号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第42号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第43号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第44号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第45号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第46号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第47号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第48号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第49号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定につい  
て
- 日程第53 議案第50号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第51号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定につい  
て
- 日程第55 議案第52号 土成緑集会所の指定管理者の指定について

- 日程第56 議案第53号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第57 議案第54号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第55号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第59 議案第56号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第60 議案第57号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第61 議案第58号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第62 議案第59号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第63 議案第60号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第64 議案第61号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第65 議案第62号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第66 議案第63号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について
- 日程第67 議案第64号 土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第68 議案第65号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 日程第69 議案第66号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 日程第70 議案第67号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第71 議案第68号 市場大野島農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第72 議案第69号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第73 議案第70号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第74 議案第71号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第75 議案第72号 阿波市道路線の認定について
- 日程第76 議案第73号 阿波市道路線の変更について
- 日程第77 報告第1号 債権の放棄について

○議長（木村松雄君） 次に、日程第9、議案第2号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第6号）についてから日程第77、報告第1号債権の放棄についての69件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

提案しております議案は、予算案件12件、条例案件11件、その他案件45件、報告案件1件の計69件についてお願いするものであります。

最初に、議案第2号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第6号）については、追加補正予算額11億5,360万円であります。

主なものといたしましては、臨時福祉給付金給付事業費、財政調整基金積立金などあります。

次に、議案第3号平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、追加補正予算額4,181万5,000円であります。

次に、議案第4号平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、追加補正予算額66万7,000円あります。

次に、議案第5号平成28年度阿波市一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を176億500万円とするものであります。

主なものとしては、明日の本市を担う子どもたちの教育環境づくりの推進のため、学校施設空調機器整備事業として設計業務を行うこととしております。また、平成27年度に行った市場中学校体育館実施設計をもとに改築工事を行うこととしております。阿波市の基幹産業である農業振興につきましても、地産地消促進プロジェクト及び集落営農組織プロジェクトの実現に向けたさまざまな事業を展開することとしております。昨年策定しました、煌めく阿波市に輝く未来・阿波市総合戦略に係る事業として、子育てするなら阿波市の実現に向け、保護者の子育てと就労支援のための病児・病後児保育事業、また医療費助成の対象を中学校修了までに拡大する子どもはぐくみ医療費助成事業、さらに核家族化や地域のつながりの希薄化により家事や育児について支援が受けにくい妊産婦に対し子育て応援ヘルパー派遣事業を行うこととしております。また、農業を軸とした仕事づくりでは、特産品認証PR事業及び育てよう阿波ベジキッズ育成事業を継続して実施し、阿波市

の魅力を広く情報発信することとしております。

次に、議案第6号平成28年度阿波市御所財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を1,661万9,000円とするものであります。

次に、議案第7号平成28年度阿波市国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を56億7,548万円とするものであります。

次に、議案第8号平成28年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を4億6,761万6,000円とするものであります。

次に、議案第9号平成28年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を1億2,976万6,000円とするものであります。

次に、議案第10号平成28年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を322万4,000円とするものであります。

次に、議案第11号平成28年度阿波市介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を43億7,523万2,000円とするものであります。

次に、議案第12号平成28年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を281万2,000円とするものであります。

次に、議案第13号平成28年度阿波市水道事業会計予算については、収益的収入6億6,751万1,000円、収益的支出6億2,874万7,000円、資本的収入1億307万6,000円、資本的支出3億4,085万5,000円とするものであります。

次に、議案第18号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第19号阿波市職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の改正に伴い、関係条例を整備または制定するものであります。

次に、議案第20号阿波市行政不服審査法施行条例の制定について、議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第22号阿波市税条例の一部改正については、行政不服審査法を全部改正する法律が施行されることから、関係条例を制定・改正するものであります。

次に、議案第23号阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正については、夏季休業日の短縮により、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す

る基準を定める条例の一部改正について及び議案第25号阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行により、平成28年4月1日に介護保険法が改正されることから、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部改正については、高齢者支援事業を継続する必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正については、介護保険法の一部改正により、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第28号阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法の一部改正により国が示す基準の一部改正を行うことから、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号阿波市早田老人憩の家の指定管理者の指定については、平成28年4月1日より新たに自治会に指定管理をお願いするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決をお願いするものであります。

次に、議案第30号市場地区集会所の指定管理者の指定についてから議案第71号市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定についてまでの42議案につきましては、平成28年3月31日をもって指定管理期間が終了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決をお願いするものであります。

次に、議案第72号阿波市道路線の認定について及び議案第73号阿波市道路線の変更については、阿波市道の新設・改良また起終点の変更によるものであります。

次に、報告第1号債権の放棄については、阿波市債権管理条例第17条第3項の規定により報告するものであります。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長等より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第2号について補足説明をさせていただきます。

議案第2号平成27年度阿波市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億5,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億9,830万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

今回の補正予算については、今年1月20日に成立いたしました国の平成27年度補正予算（第1号）に係るものや不用額の調整、基金への積み立てが主なものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費についてであります。

今回は、平成27年度国の補正予算（第1号）に係る臨時福祉給付金給付事業及び地方道整備事業などの15事業、計5億6,600万3,000円について繰越明許費の設定をお願いするものです。

次に、6ページをお願いします。

第3表の債務負担行為補正についてであります。

今回の追加は、市場中学校屋内運動場改築工事で限度額が7億7,544万円、また市場中学校屋内運動場改築工事施工監理業務委託料は限度額1,039万4,000円であり、期間は、2事業とも平成28年度から平成29年度までの2年間となっております。

次に、第4表地方債補正についてです。

今回変更をお願いするのは、上水道事業一般会計出資債、道路橋りょう債など7件で、合わせて補正前の限度額が4億2,570万円、補正後の限度額は3億5,510万円で、7,060万円の減額となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてであります。10款地方交付税が12億1,495万7,000円の追加で82億1,372万3,000円に、14款国庫支出金が1億8,668万円の追加で26億3,005万4,000円に、18款繰入金が2億9,604万9,000円の減額で9億7,050万8,000円に、21款市債が7,060万円の減額で12億8,610万円などとなっております。補正額の合計は11億5,360万円の追加で、補正後の歳入合計額は197億9,830万円となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いします。

歳出につきましては、3款民生費が1億9,834万2,000円の追加で68億2,588万4,000円に、4款衛生費が4,646万8,000円の減額で18億2,509万4,000円に、10款教育費が1,830万5,000円の減額で15億2,552万6,000円に、13款諸支出金が10億6,052万5,000円の追加で13億2,416万4,000円などとなっております。補正額の合計は11億5,360万円の追加で、補正後の歳出合計額は197億9,830万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いします。

最初に、歳入についてであります。下ほどの10款1項1目の地方交付税が12億1,495万7,000円の追加となっております。この内訳につきましては、普通交付税が10億995万7,000円、特別交付税が2億500万円となっております。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

上ほどの14款2項3目の民生費国庫補助金が1億7,090万1,000円の追加となっております。これは、1節の社会福祉費補助金の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金1億7,550万円の追加によるものです。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

上段の18款1項の基金繰入金が2億9,674万1,000円の減額となっております。このうち2目の減債基金繰入金が3億5,000万円の減額、また10目市庁舎建設基金繰入金が1億580万3,000円の追加となっております。これにつきましては、財政調整基金に振りかえるためのものでございます。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。

21款1項の市債が7,060万円の減額となっております。主なものといたしましては、4目衛生費が2,170万円の減額、内容は上水道事業一般会計出資債であり、8目土木債のうち1節の道路橋りょう債が3,390万円の減額などとなっております。

次に、歳出でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

中ごろの3款1項1目の社会福祉総務費が6,838万9,000円の追加となっております。このうち、国民健康保険事業特別会計繰出金が6,675万8,000円の追加となっております。

その下、9目の臨時福祉給付金給付事業が1億7,120万5,000円の追加となっており、この要因は、歳入でも説明いたしました年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費によるものでございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

13款2項1目の基金費が10億6,052万5,000円の追加となっております。このうち財政調整基金積立金が6億5,678万5,000円、教育施設整備基金積立金が1億円、情報システム施設整備基金が3億円などとなっております。

なお、一般会計（6号）補正後における阿波市の平成27年度基金の現在高の見込み額は、昨年度末に比べて約3億5,000万円増加し、124億5,800万円となりますが、決算見込みといたしましては、まだ増加する見込みでございます。

以上、歳入歳出の主なものについて説明させていただきました。

次に、44ページ、45ページをお願いします。

この調書につきましては、6ページの第3表債務負担行為補正の追加について、支出予定額や財源内訳などの詳細を記載いたしております。

次に、最終46ページをお願いいたします。

この地方債に関する調書は、6ページの第4表地方債補正の変更に基づき調製したものであります。

一番右端の列、当該年度末現在高見込み額についての合計額は244億1,675万3,000円となっております。

以上、議案第2号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 補足説明の途中ですが、暫時休憩いたします。

(3番 川人敏男君 退出 午前11時02分)

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を続行します。

瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第3号について補足説明させていただきます。

議案第3号平成27年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,181万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億946万8,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

6、7ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入につきましては、1款国民健康保険税が4,210万円並びに4款療養給付費交付金が9,000万円の減額、5款前期高齢者交付金が4,600万円の増額、7款共同事業交付金が3,418万4,000円減額、9款繰入金が6,675万8,000円並びに10款繰越金が9,534万1,000円の増額です。

内容といたしましては、国民健康保険税減額については、一般被保険者分では被保険者の社会保険等への加入の増、退職被保険者分では本年度より退職被保険者制度廃止による新規適用被保険者の減少に伴うものでございます。なお、このことは、退職被保険者の療養給付費等の支出に対する財政措置である療養給付費交付金の減額へも連動しております。共同事業交付金の内訳といたしましては、高額医療費共同事業交付金が2,316万2,000円の減額、保険財政共同安定化事業交付金も1,102万2,000円の減額となっています。これらの減額は、交付期間対象期間内の高額な医療費の発生が比較的少なかったことによるもので、平成27年度交付額確定による措置でございます。

一般被保険者の療養給付費に占める前期高齢者の割合に基づく前期高齢者交付金並びに保険税軽減措置等に対し財政措置される一般会計よりの繰入金の金額は、繰入額確定によ

るものでございます。また、繰越金についても、前年度会計決算に基づく額の確定によるものでございます。

次に、8、9ページ、歳出についてでございます。

2款保険給付費の補正額が2,990万7,000円の増額、7款共同事業拠出金が1,181万5,000円の増額です。保険給付費については、一般被保険者の今後予想される療養給付費の増嵩によるものでございます。また、共同事業拠出金については、平成27年度拠出額確定に基づくものでございます。

補正後の歳出合計額は56億946万8,000円となっています。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第4号について補足説明をさせていただきます。

議案第4号平成27年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,983万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

3款国庫支出金が109万3,000円の増額で11億629万5,000円に、4款支払基金交付金が103万6,000円の増額で11億5,279万6,000円に、8款繰入金金が172万1,000円の減額で6億7,631万9,000円でございます。この3款、4款につきましては、介護保険給付費の実績見込みの増などに伴うものでございます。また、8款繰入金の減額につきましては、地域支援事業の実績見込みによる減や人件費の調整などによるものでございます。したがって、補正額の合計は66万7,000円の増額で、補正後の歳入合計額は43億5,983万4,000円となっております。

ます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

歳出の主なものにつきましては、2款保険給付費が646万円の増額で41億1,538万円でございます。これにつきましては、居宅介護サービス給付費や居宅介護サービス計画給付費、また高額介護サービス費などの実績見込みの増などによるものでございます。5款地域支援事業費が602万7,000円の減額で4,820万1,000円となっております。これにつきましては、地域支援事業費の2次予防事業費や包括支援事業の実績見込みによる減や人件費の調整などによるものでございます。補正額の合計につきましては66万7,000円の増額で、補正後の歳出合計額は43億5,983万4,000円となっております。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第5号と議案第6号について補足説明をさせていただきます。

議案第5号平成28年度阿波市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ176億500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

平成28年度当初予算の規模につきましては、歳入歳出予算額が176億500万円と

なっており、前年と比較いたしますと7,100万円、率にして0.4%の増加となっております。要因といたしましては、市営住宅の建設事業が完成を迎えるため、投資的経費は減少いたしました。が、庁舎等の重点事業の元利償還金の増加に加え、地方創生に係る阿波市版の総合戦略関連事業の予算計上によりまして、前年度より増加したものと考えております。

それでは、6ページをお願いします。

第2表地方債についてであります。

地方債については、臨時財政対策債など7件で、限度額の合計は10億7,140万円となっております。このうち、道路橋りょう債は8,830万円、学校教育施設等整備事業債は2億8,290万円などとなっております。起債の方法は証書借り入れで、利率は5%以内、償還の方法については、借入先の融通条件によるものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてであります。1款市税が32億5,510万9,000円で、前年度比3,025万7,000円の増加、6款地方消費税交付金が5億5,850万円で、前年度比1億2,660万円の増加、10款地方交付税が66億6,975万円で、前年度比1億2,713万5,000円の増加、14款国庫支出金が20億1,452万円と、前年度比2億8,315万4,000円の減少、主な要因は市営住宅建設事業が完成を迎え、社会資本総合整備交付金が減少したためでございます。18款の繰入金が13億8,451万1,000円で、前年度比1億1,721万円の増加、21款市債が10億7,140万円で、前年度比1億2,170万円の減少となっております。繰入金の増加については、公債費の増加に対応する減債基金繰入金の増加、市債の減少につきましては、上水道事業出資債と公営住宅整備事業債の減少によるものです。

歳入合計額は176億500万円で、前年度比7,100万円の増加となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いします。

歳出についてであります。2款の総務費が22億1,321万2,000円で、前年度比7,338万2,000円の増加、4款衛生費が17億9,404万4,000円で、前年度比6,299万2,000円の減少、6款農林水産業費が6億5,813万1,000円で、前年度比9,464万7,000円の増加、8款土木費が8億9,16

0万5,000円で、前年度比5億6,085万1,000円の減少、10款教育費が18億108万2,000円で、前年度比2億6,569万3,000円の増加、12款の公債費が26億9,578万1,000円で、前年度比2億5,019万5,000円の増加となっております。

なお、衛生費、土木費の減少は、上水道整備事業に伴う出資金、市営住宅建設事業費の減少が要因でございます。また、増加におきましては、総務費は、旧市場支所の解体工事によるもの、農林水産業費においては、とくしま明日の農林水産業づくり事業補助金や新規就農総合支援事業費によるもの、教育費におきましては、市場中学校屋内運動場改築工事等によるものです。また、公債費の増加は、庁舎等施設整備事業債などの元金の償還が始まるためでございます。

歳出合計は176億500万円で、前年度比7,100万円の増加となっております。

次に、歳入歳出の詳細について説明させていただきます。

12ページ、13ページをお願いします。

歳入についてでございますが、1款市税の中で2項1目固定資産税が16億5,265万9,000円で、前年度に比べ5,468万6,000円の増加と新增築家屋や償却資産の増収を見込んでおります。

次に、18ページ、19ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税につきましては66億6,975万円で、合併算定がえに係る減少の要素はあるものの、合併特例債等の償還助成の増加を見込んで、合わせて1億2,713万5,000円の増加としております。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

14款国庫支出金については、2項8目土木費国庫補助金が1億2,665万9,000円となっております。これにつきましては、4節住宅費補助金の地域住宅支援事業交付金の減により2億4,735万6,000円の減少となっております。

次に、歳出についてでございますが、重点事業や新規事業など主なものについて説明させていただきます。

最初に、56ページ、57ページをお願いいたします。

2款1項2目のうち、財産管理費のうち、設計監理委託料が765万円ございます。このうち、317万円が次年度に実施予定の旧土成支所、吉野支所の解体工事の設計委託料であります。また、工事請負費5,446万円のうち、旧市場支所解体工事が5,346

万円でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いします。

下段でございます、2款1項6目企画費のうち、総合計画策定委託料878万1,000円、これにつきましては、第1次阿波市総合計画の期間が平成28年度で終了するため、新たに第2次阿波市総合計画の策定に要するものでございます。

次に、60ページ、61ページをお願いします。

2款1項6目企画費のうち、61ページの細目16で、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費として577万4,000円計上しており、地方移住創生事業費や雇用促進緊急助成事業を今年度に引き続き実施いたします。

次に、92ページ、93ページをお願いします。

下ほどの3款3項1目児童福祉総務費として、31細目病児・病後児保育事業費として893万5,000円計上しております。事業内容につきましては、主に就労家庭の子どもが病気の際に一時的に保育看護を実施することを目的としております。この事業についても、阿波市版の総合戦略に掲載された事業でございます。

次に、108ページ、109ページをお願いいたします。

下ほどの4款1項3目のこども医療助成費として1億7,328万円計上しております。平成28年4月1日より医療費助成の対象を現在の小学校修了から中学校修了まで拡大いたします。

次に、114ページ、115ページをお願いいたします。

4款3項1目上水道整備事業費は5,427万3,000円となっておりますが、内容につきましては、上水道整備費に対する繰出金であり、うち5,000万円が新市場高区配水池から土成町配水池への整備工事に一般会計より出資し、その財源は合併特例債でございます。

次に、122ページ、123ページをお願いします。

6款1項5目農業振興費のうち、新年度より、57細目まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費として1,109万7,000円計上しております。なお、事業内容としては、育てよう阿波ベジキッズ育成事業234万7,000円、特産品認証PR事業875万円となっております。

次に、138ページ、139ページをお願いします。

8款2項4目の地方道整備事業が1億7,791万4,000円であり、市内の幹線道

路を社会資本整備総合交付金や合併特例債を有効活用し推進するものでございます。加えて、その下側の8款2項5目の辺地対策事業費を3,600万円計上しており、新年度より普通交付税の算入率が80%の辺地対策事業債を活用して、伊沢谷辺地の道路改良を実施いたします。

次に、150ページ、151ページをお願いいたします。

10款教育費について、1項2目事務局費のうち、151ページにございます12細目学校施設等整備事業費3億8,004万5,000円を計上しておりますが、うち設計監理委託料2,121万3,000円のうち1,431万円は、児童・生徒の教育環境の充実のためエアコン設置の設計業務を実施いたします。また、工事請負費の3億5,827万1,000円のうち2億6,983万1,000円は、市場中学校の屋内運動場の改築工事であり、平成29年度と2年間で実施いたします。

以上、歳入歳出の主なものについて説明させていただきました。

なお、192ページから199ページは、給与費明細書と債務負担行為に関する調書となっておりますので、ご高覧ください。

次に、最終200ページをお願いいたします。

地方債の見込みに関する調書です。最後の列、当該年度末現在高見込み額についての合計額は、229億9,374万円となっております。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第6号についてであります。平成28年度の特別会計予算書をお願いいたします。

その一番前にございます。

議案第6号平成28年度阿波市の御所財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,661万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

歳入につきましては、1 款財産収入の本年度予算額が3 0 1 万8, 0 0 0 円、2 款繰越金が1, 3 6 0 万円となっており、歳入合計は1, 6 6 1 万9, 0 0 0 円で、前年度に比べて1 0 万円の増額となっております。

なお、財産貸付収入は土地貸付収入となっております。

次に、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1 款管理費が3 9 1 万9, 0 0 0 円、2 款事業費が1, 0 7 0 万円、3 款予備費が2 0 0 万円となっており、歳出合計は1, 6 6 1 万9, 0 0 0 円で、前年度に比べて1 0 万円の増額となっております。なお、事業費につきましては、山林の管理事業や造林事業などとなっております。

以上、議案第5号と議案第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 議長の許可をいただきましたので、市民部所管の議案第7号から議案第10号について補足説明させていただきます。

初めに、議案第7号についてでございます。

議案第7号平成28年度阿波市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5 6 億7, 5 4 8 万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

6、7 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

歳入について、本年度予算額として、1 款国民健康保険税8 億6, 3 9 5 万9, 0 0 0 円、3 款国庫支出金1 3 億2, 8 7 9 万4, 0 0 0 円、4 款療養給付費交付金1 億9, 8 1 6 万9, 0 0 0 円、5 款前期高齢者交付金1 0 億5, 9 2 9 万5, 0 0 0 円、6 款県支出金2 億5, 9 4 3 万9, 0 0 0 円、7 款共同事業交付金1 4 億4, 1 3 2 万4, 0 0 0

円、9款繰入金5億464万6,000円で、歳入合計額は56億7,548万円となり、前年度に比べまして1億5,527万3,000円の増額となっています。歳入では、退職者医療制度廃止による保険税並びに療養給付費交付金の減額、前期高齢者の割合の増加や高額な医療費件数の増加が予測されることによる交付金の増額が主な増減の理由でございます。

なお、繰入金の内訳ですが、一般会計繰入金4億3,277万9,000円と基金積立金から7,186万7,000円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款総務費9,235万3,000円、2款保険給付費32億6,886万円、3款後期高齢者支援金等5億7,945万4,000円、6款介護納付金2億4,910万1,000円、7款共同事業拠出金14億4,132万8,000円、8款保健事業費3,550万8,000円で、歳出合計額は56億7,548万円となり、前年度に比べまして1億5,527万3,000円の増となっています。歳出では、過去3カ年における拠出対象医療費と被保険者数により算定される保険財政共同安定化事業拠出金の増額によるものでございます。

続きまして、議案第8号について説明させていただきます。

議案第8号平成28年度阿波市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,761万6,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

6、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。主なものについて説明させていただきます。

歳入についてですが、本年度予算額として、1款後期高齢者医療保険料2億7,662万1,000円、4款繰入金1億8,544万1,000円、6款諸収入505万4,000円で、歳入合計は4億6,761万6,000円となり、前年度に比べまして2,665万3,000円の増額となっています。

次に、8、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、2款後期高齢者医療広域連合納付金4億6,206万5,000円、3款諸支出金505万1,000円で、歳出合計は4億6,761万6,000円となり、前年度に比べまして2,665万3,000円の増額となっています。増額の理由につきましては、平成28年度は2年に1度の保険料改定の年となり、今後予想される被保険者並びに1人当たり医療費の増嵩等を考慮し、保険料基礎賦課額が上がることにより、保険料納付金の増となり、また一方では保険料軽減判定基準額が引き下げられることにより、軽減世帯並びに軽減額が増加、繰入金の増額が予想されるものでございます。

次に、議案第9号について説明させていただきます。

議案第9号平成28年度阿波市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,976万6,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債についてでございます。

地方債については下水道債で、限度額は320万円となっています。起債の方法は証書借り入れで、利率は5%以内、償還の方法については、借入先の融通条件によるものでございます。

次に、6、7ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

主なものについて説明させていただきます。

歳入についてですが、本年度予算額として、1款分担金200万円、2款使用料及び手数料1,390万9,000円、3款国庫支出金320万円、5款繰入金1億591万3,000円、6款繰越金100万円、8款市債320万円で、歳入合計は1億2,976万6,000円となり、前年度に比べ207万6,000円の増額となっています。

次に、8、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、2款事業費4,839万3,000円、3款公債費8,030万4,000円で、歳出合計は1億2,976万6,000円となり、前年度に比ばまして207万6,000円の増額となっています。増額の理由といたしましては、柿原東地区において地域再生交付金事業を活用した施設整備を実施することによるものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

地方債の当該年度末残高の見込み額は6億6,116万9,000円となる見込みでございます。

次に、議案第10号について説明させていただきます。

議案第10号平成28年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ322万4,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

6、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明させていただきます。

歳入については、本年度予算額として、1款県支出金165万1,000円。これは、償還推進助成事業補助金でございます。2款諸収入69万円、4款繰入金88万3,000円で、歳入合計は322万4,000円となり、前年度に比ばまして50万5,000円の減額となっています。

次に、8、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款貸付事業費253万6,000円、2款公債費68万6,000円で、歳出合計は322万4,000円となり、昨年度に比ばまして50万5,000円の減額となっています。減額の理由といたしましては、事業実施のため資金運用していた簡易生命保険資産の元利償還金の減少によるものでございます。

以上、議案第7号から議案第10号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第11号について補足説明をさせていただきます。

議案第11号平成28年度阿波市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ43億7,523万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

まず、歳入についてでございます。

1款介護保険料7億8,874万4,000円、3款国庫支出金が11億2,259万7,000円、4款支払基金交付金が11億7,006万7,000円、5款県支出金6億1,235万8,000円、8款繰入金が6億8,136万4,000円でございます。歳入合計は43億7,523万2,000円で、前年度に比べて6,960万9,000円の増額となっております。この増額につきましては、介護給付費や地域支援事業費の増などに伴う国や支払基金、また県や市の法定負担割合に対する負担増分などがございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出について、主なものについて説明をさせていただきます。

1款総務費1億2,306万8,000円、2款保険給付費41億3,292万円、5款地域支援事業費1億700万1,000円、歳出合計につきましては43億7,523万2,000円で、前年度に比べまして6,960万9,000円の増額となっております。この増額につきましては、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス費、また居宅介護サービス計画給付費などの増や平成28年度4月より阿波市で実施いたします介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う介護予防サービス給付費並びに介護予防サービス計画給付費の地域支援事業への移行に伴う増額となっております。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（木村松雄君） 塩田水道課長。

○水道課長（塩田英司君） 議長の許可をいただきましたので、議案第12号、議案第13号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第12号平成28年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計について説明させていただきます。

予算書の1ページをごらんください。

平成28年度阿波市の伊沢谷簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ281万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

次に、予算書の6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、主なものについて説明させていただきます。

2款使用料及び手数料は140万4,000円、4款繰入金100万円、5款繰越金40万4,000円で、歳入合計が281万2,000円となっております。

次に、8ページをごらんください。

支出についても、主なものについて説明させていただきます。

1款総務費32万9,000円、2款施設費247万3,000円で、歳出合計281万2,000円となっております。

議案第12号につきましては、以上でございます。

次に、議案第13号をお願いいたします。

平成28年度阿波市水道事業会計予算について補足説明させていただきます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、平成28年度阿波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

次に、第2条、業務の予定量は、次のとおり定めております。給水戸数でございますが1万4,100戸、年間給水量465万3,000トン、1日の平均給水量は1万2,7

48トン、主な建設改良事業は、配水施設事業を2億円としております。

次に、第3条、収益的収入及び支出について次のとおり定めております。

まず、収入でございますが、第1款水道事業収益として6億6,751万1,000円としております。内訳としましては、第1項営業収益が6億3,552万2,000円、第2項営業外収益が3,198万7,000円、第3項特別利益が2,000円となっております。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用として6億2,874万7,000円としております。内訳としまして、第1項営業費用が5億8,326万4,000円、第2項営業外費用が4,418万2,000円、第3項特別損失が30万1,000円、第4項予備費が100万円となっております。

次に、第4条、資本的収入及び支出について、次のとおり定めております。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入として1億307万6,000円としております。内訳としまして、第1項出資金が5,027万6,000円、第2項工事負担金が280万円、第3項企業債が5,000万円となっております。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出として3億4,085万5,000円としております。内訳としまして、第1項建設改良費が2億4,185万5,000円、第2項企業債償還金が9,900万円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億3,777万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,571万5,000円、当年度分損益勘定留保資金2億1,586万5,000円及び建設改良積立金619万9,000円で補填を予定しております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

第5条、債務負担行為について、次のとおり定めております。

上から、水道事業用コンピューター及びシステムリース料として、期間は平成28年5月から平成33年4月までの5年間で、限度額は2,900万円と定めております。これは、徴収業務を委託しております株式会社ジェネッツが使用しておりますパソコン料金収納システム等に係るものでございます。

次に、その下、水道料金等徴収業務委託料として、期間は平成26年1月から平成30年12月までの5年間で、限度額は2億7,602万4,000円と定めております。これは、徴収業務を委託しております株式会社ジェネッツの徴収業務の委託料でございます。

次に、第6条、企業債について、次のとおり定めております。

起債の目的は、土成連絡管布設工事、限度額は5,000万円、方法は証書借り入れ、利率は5%以内、償還の方法につきましては、融通条件によるものとしています。

次に、第7条でございますが、経費の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定めています。

次に、第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の流用は、職員給与費9,644万円と定めております。

次に、第9条、営業助成のため一般会計から受ける補助金は5,817万8,000円と定めております。補助金の主なものとしましては、出資金5,027万6,000円となっております。

次に、第10条、たな卸資産の購入限度額は1,000万円と定めております。これは、修繕材料等の貯蔵品を買うための予算でございます。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

以上、簡単でございますが、平成28年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計及び平成28年度阿波市水道事業会計予算についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第18号から議案第21号についての4件について補足説明をさせていただきます。

議案第18号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

主な整備及び改正内容としては、最初に第3条の3として、等級別基準職務用の条例化でございます。今まで規則等で定めていたものを、今回地方公務員法の第25条第4項及び第5項において、給与表には職員の職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならないとされ、これを整備し、条例化するものであります。今までの7級までの「標準的な職務」を「基準となる職務」に改め、「相当職」をそれぞれ削除し、明確化を図るものでございます。

第4条では、阿波市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正として、今年4月から実施する人事評価制度と整合性を図るものでございます。ここでの公表は、人事評価を受けた者が公表してほしいとの意思があれば公表するというところでございます。

施行日は、平成28年4月1日からとしております。

次に、議案第19号をお願いします。

議案第19号阿波市職員の退職管理に関する条例の制定について。

阿波市職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

地方公務員法の第38条の6第2項において、地方公務員の退職管理の適正を確保するため規定が設けられました。この規定では、再就職情報の届け出の義務づけについて、退職管理の円滑な実施を図るため条例で定める必要があり、新たに条例を制定するものであります。

主な制定内容につきましては、再就職情報の届け出について、地方公務員法の営利企業等の従事制限を徹底するため、再就職後も任命権者に届け出の義務を課すということでございます。管理または監督の地位にある職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人、その他の団体の地位についた場合、報酬を得る場合に限り、または営利企業の地位についた場合は、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、再就職情報を届け出なければならないことを定めます。

施行日は、平成28年4月1日からとしております。

次に、議案第20号阿波市行政不服審査法施行条例の制定について。

阿波市行政不服審査法施行条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

概要といたしましては、行政不服審査法を全部改正する法律が平成26年6月に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

この改正内容につきましては、3点の要点がございます。1点目は、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入であります。2点目は、不服申し立ての手続を審査請求に一元化されます。3点目は、審査請求をすることができる期間を3カ月に延長いたします。今までは、60日でございます。この改正により、関係条例の整備を行います。

制定内容といたしましては、新しく条例で審査会手数料等に関する事項を規定する必要

がございます。審査会関連として、阿波市における第三者機関として、審査請求の採決の判断の適否を審査する附属機関、阿波市行政不服審査会を設置するものです。

手数料といたしましては、審査関係人に審査会に提出された資料の閲覧、写しの交付請求が認められることとなりますので、その交付手数料につきましては、用紙1枚につき、白黒が10円、カラーが20円としております。

施行日は、平成28年4月1日からとなります。

次に、議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

行政不服審査法を全部改正する法律が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正では、処分庁への異議申し立てを審査庁への審査請求に一元化すること、審査請求できる期間を「60日以内」から「3カ月以内」に延長すること、審査庁の職員から審理員を指名し審理させること、審査庁が採決案について第三者機関に諮問することなど、不服申し立て制度の大幅な見直しが行なわれました。それに伴い、条例の一部改正が必要となりました。

主な改正内容につきましては、1つ目が、阿波市情報公開条例の一部改正として、改正法に対応するため、「公開請求できる」に係る不作為についても審査請求を認めるほか、第三者機関である阿波市情報公開審査会による審査体制が確保されていることから、審理員の指名を行わないこととするなど、所要の改正を行います。

次に、阿波市個人情報保護条例の一部改正として、改正法に対応するため、開示請求等に係る不作為についても審査請求を認めるほか、第三者機関である阿波市個人情報保護審査会による審査体制が確保されていることから、審理員の指名を行わないこととするなど、所要の改正を行います。また、関連して、阿波市行政手続条例なども一部改正いたします。

施行日は、平成28年4月1日からとなります。

以上、議案第18号から議案第21号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 議長の許可をいただきましたので、議案第22号について補

足説明させていただきます。

議案第22号阿波市税条例の一部改正について。

阿波市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、行政不服審査法の全部を改正する法律並びに同法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成26年6月公布、平成28年4月より施行されることにより、地方税法も一部改正され、阿波市税条例においても該当する規定を改正するものでございます。また、平成28年度税制改正大綱において一部の手続における個人番号利用の取り扱いを見直す方針が示されたことにより、税条例の一部を改正する条例案が総務省より示されたことにより、条例規定の一部をあわせて改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、1点目は、行政不服審査法の改正による行政庁に対する不服申し立てについて、当該表記を「審査請求」と改める。審査請求できる期間が、税額決定通知等を受け取った日の翌日から起算して、これまでの「60日」から「3カ月まで」と延長されました。

2点目は、平成28年度税制改正大綱等も踏まえ、納税義務者、特別徴収義務者の負担を軽減するため、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことにより所要の改正をするものでございます。

施行期日については、行政不服審査法改正による条例規定の一部改正が平成28年4月1日の施行となり、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いの見直しによる規定の改正は公布の日からとなります。

以上、議案第22号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第23号から議案第28号までにつきましては健康福祉部所管の議案でございますので、一括して補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第23号をお願いいたします。

議案第23号阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正について。

阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

この条例につきましては、平成27年11月25日開催の第8回阿波市教育委員会定例会において、夏季休業日の短縮が決定されたことに伴い、阿波市立幼保連携型認定こども園での1号認定の教育の提供を見直す必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第8条第2項第2号中、夏季休業中について「8月31日」を「8月24日」に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

次に、議案第24号をお願いいたします。

議案第24号阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

この条例につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の一部施行により、平成28年4月1日に介護保険法が改正され、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が同日施行されます。これにより、本条例を定めるに当たり基準となる指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が平成28年4月1日に改正されることに伴い、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、3点ございます。

1点目は、地域密着型通所介護の創設でございます。小規模な通所介護、利用定員18人以下は、少人数で生活圏域に密着したサービスであり、また市町村が地域包括ケアシステムの構築を図ることを踏まえ、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、地域密着型通所介護として都道府県が所管する居宅サービスから市町村が指定監督する地域密着型サービスに移行をいたします。現在、阿波市内に該当事業所は9事業所ございます。

2点目は、療養通所介護の地域密着型サービスへの移行でございます。利用定員9名以下である療養通所介護は、小規模な通所介護同様、都道府県が所管する居宅サービスから市町村が指定監督する地域密着型サービスに移行をいたします。この療養通所介護とは、

難病等の重度の要介護者またはがんの末期患者など、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な方を対象として、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話と機能訓練を行う介護サービスのことでございます。現在、この該当事業所につきましては、阿波市内にはございません。

3点目は、認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置についてでございます。運営推進会議は、利用者や家族、地域住民の代表者、市町村職員や地域包括支援センター職員、有識者から成る会議で、事業所が提供しているサービスの内容を明らかにし、地域に開かれたサービスをすることでサービスの質の確保をすることを目的としております。今回の地域との連携や透明性の確保を図るため、運営推進会議の設置が義務づけられております。現在、阿波市内に該当事業所は2事業所ございます。

この3点につきまして、条文の新設や改定を行うものでございます。

附則として、この条例につきましては、平成28年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第25号をお願いいたします。

議案第25号阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

この条例につきましては、議案第24号と同様、介護保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、議案第24号と同様、介護予防認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置が義務づけられます。この運営推進会議の設置義務について、条文を新しく追加するものでございます。

現在、阿波市内に該当事業所は、2事業所ございます。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第26号をお願いいたします。

議案第26号阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部改正について。

阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

この条例につきましては、介護保険法の改正に伴う、国で定める地域支援事業実施要綱の一部改正により、現在介護保険特別会計地域支援事業として実施しております阿波市生活管理指導短期宿泊事業につきましては交付金財源の対象外となることから、新たに市単独事業として実施するため、本条例を一部改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、本条例第2条、阿波市高齢者支援事業に次の「1号、生活管理指導短期宿泊事業」を「3号」として加えるものでございます。

この生活管理指導短期宿泊事業につきましては、高齢者の心身の安定を図ること及び要介護状態への進行を予防することを目的に、養護老人ホーム等の空き部屋を活用して、対象者を一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、対象者の心身の安定を図ろうとするものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成28年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第27号をお願いいたします。

議案第27号阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正について。

阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

この条例につきましては、介護保険法の一部改正により、阿波市において平成28年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施することとなり、現在全国一律で実施しております介護保険制度の介護予防サービスのうち介護予防通所介護及び介護予防訪問介護が市町村の地域支援事業の総合事業へと移行いたします。現在実施しております介護予防サービスは、県の指定を受けサービスを提供した事業者は、利用者からその利用料を直接徴収することとなっております。市町村の地域支援事業の総合事業に移行後も同様の取り扱いとなることから、現在制定している、市が利用料を徴収する根拠となる本条例第2条において例外規定の追加を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、第2条中、地域支援事業の次に記載の文言を新しく加えるものでございます。この文言の追加により、この2事業につきましては地域支援事業に移行いたしますが、利用料は市が徴収するのではなく、従来どおり事業者が徴収することとなります。

附則として、この条例につきましては、平成28年4月1日から施行をいたしたいと考

えております。

次に、議案第28号をお願いいたします。

議案第28号阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

この条例につきましては、介護保険法の一部改正により、今まで厚生労働省令等により全国一律で定められていた指定介護予防支援の事業に関する人員及び運営等の基準について、国が示す標準基準、参酌基準等をもとに地方自治体が条例で定めることになったため制定されたものでございます。今回、国が示す基準が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、この指定介護予防支援とは、介護保険法に規定されているもので、要支援1、要支援2の認定を受けている方に対して行う介護予防のケアプラン作成等にかかわること、いわゆるケアマネジメントを行う事業のことを指しており、市が直営で実施しております地域包括支援センターにおいてこの事業を実施いたしております。

主な改正内容につきましては、法改正に伴い、項や号数の変更、条文の号数及び文言の追加や修正を行うものでございます。

附則として、第1項で、この条例は平成28年4月1日から施行をいたします。また、附則第2項では、法改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業実施の関係から、平成29年2月末までは介護予防サービスの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が残ることから、この経過措置を設けるものでございます。

以上、健康福祉部所管の議案第23号から議案第28号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第29号から議案第71号までの43件について、私のほうで一括して補足説明をさせていただきます。

お手元に配付しております参考資料の指定管理制度導入施設一覧というのにより説明さ

させていただきます。こういう大きい紙があると思います。

今回の指定管理者の選定につきましては、別紙参考資料の一番上段にあります議案第29号阿波早田老人憩の家の指定管理者の指定についてから一番下段の議案第71号市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定についてまでの公の施設43施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案第29号の阿波早田老人憩の家については、平成28年4月1日より初めて、またそれ以外の42施設については、指定管理期間が平成28年3月31日で終了し、それに伴う次期指定管理者の指定についてであります。

施設の名称及び指定管理者については、お手元の参考資料のとおりでございます。

なお、今回の指定管理者の指定に係る指定管理者の選定方法は、阿波市指定管理者制度運営ガイドラインにより、地域密着型の施設の場合及び施設の設置目的、周辺施設との一体管理の観点から、全て非公募としております。また、指定管理期間につきましては、今回提出の43施設全て平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間としております。また、指定管理料につきましても、全て0円となっております。どうかよろしく申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 議長の許可をいただきましたので、議案第72号、73号及び報告第1号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第72号阿波市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり阿波市道路線の認定について議決を求める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

道路線の認定につきましては、新設改良等に伴いまして、新たに市道として管理を行っていく路線についてであります。認定路線につきましては、阿波町3路線、土成町3路線の計6路線であります。

続きまして、議案第73号の補足説明をさせていただきます。

議案第73号阿波市道路線の変更について。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり阿波市道路線の変更について議決を求める。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

道路線の変更につきましては、今後予定の道路整備等に伴いまして、路線の起終点の変更を行うものでございます。変更路線につきましては、阿波町1路線、市場町2路線となっております。

以上、議案第72号及び議案第73号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第1号の債権放棄について、所管部分の補足説明をさせていただきます。

報告第1号債権の放棄について。

阿波市債権管理条例第17条第1項の規定により、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条3項の規定により報告を行うものです。

平成28年2月29日提出、阿波市長。

建設部住宅課におきましては、市営住宅の家賃債権を報告させていただいておりますが、債権を放棄する基準は、債権管理条例第17条において9つの基準が定められており、消滅時効の完成や債務者が死亡、行方不明などにより徴収の見込みがないときなど、細かく規定されております。

今回、債権放棄として報告させていただきます債権につきましては、条例第1項第1号該当につきましては、既に市営住宅から退去するとともに、当該債務につき消滅時効5年が完成し、債務者がその援用をする見込みがあるもの、第4号該当につきましては、破産法第253条第1項の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたもの、第7号該当につきましては、債務者が生活保護法の規定による保護を受け、当該債権につき消滅時効5年が完成し、履行の見込みがないと認められるものとなっており、住宅使用料、共益費合計で115件、金額にして1,157万6,700円であります。

債権の放棄に先立って、2月10日に債権処理審査委員会を開催していただきまして、放棄の理由等を慎重に審議いただいたところであります。

今後、市営住宅の家賃徴収につきましては、債権管理マニュアルに沿った迅速な家賃債権の回収に努めてまいりますので、ご理解をいただければと思います。

以上、議案第72号、73号及び報告第1号の所管部分についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 塩田水道課長。

○水道課長（塩田英司君） 議長の許可をいただきましたので、報告第1号債権の放棄について、水道課所管分について補足説明をさせていただきます。

今回債権放棄する上水道使用料は、合併前からの使用料を含め、平成12年4月分から平成20年3月までの29人、262万9,940円でございます。そのうち、阿波市債権管理条例第17条第1項第1号該当が8人、73万7,850円、第6号該当が21人、189万2,090円でございます。

放棄した理由につきましては、条例第1項第1号該当につきましては、転出、転居等で、メーター設置住所に居住しておらず、再三にわたり督促状、催告書の発行、電話連絡等をしてまいりましたが、納付見込みがなく、2年の消滅時効が完成しておりまして、債務者が援用する見込みがあるため放棄するものでございます。また、条例第1項第6号該当につきましては、債務者が市外に転出または阿波市に住民票はあるが居住していない等や住所不明、また債務者が死亡している事情にあり、徴収の見込みがないため放棄するものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第1号債権の放棄についての補足説明とさせていただきます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 以上で補足説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、9日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時36分 散会